

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、被災当時は、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）の店長として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、休憩に入るため、事業場が所在するショッピングモールの通路を歩行中、同フロアにある他店の店長Dから、商品の陳列に使用する「E」（直径〇mm、長さ〇mm、重量〇g）で、左肩を叩かれた。請求人は、同月〇日、F整形外科に受診し、「頸部外傷性症候群、左肩挫傷」と診断され、同月〇日にG病院、同年〇月〇日にH整形外科に受診し、それぞれ「頸椎捻挫、頸椎症性神経根症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであり、療養のため労働することができなかったとして休業補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月〇日以降の期間について、通院日のみを休業補償給付の対象として支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の平成○年○月○日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病に係る請求人の休業の必要性について、I医師は平成○年○月○日付け意見書において「頸部痛、左上肢痺れ強く、軽作業もできない。」と述べているが、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において「本人の訴えが強いため。それ以外の根拠なし。」と述べている。また、K医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「受傷機転としては低エネルギー外傷であり、他覚的所見もなく、神経学的欠損症状もない。画像上も特別な有意な変化はない。平成○年○月○日にG病院での精査の結果、リハビリの方針となっており、休業は同年○月○日までと考えるのが適切であり、同年○月○日以降の休業については通院日のみと考える。」と述べている。さらに、L医師は平成○年○月○日付け意見書において、「医師意見書より特に主訴以外の神経所見は認められず、平成○年○月以降の休業の必要性は認められない。」と述べている。当審査会としても、K医師及びL医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) よって、本件疾病に係る請求人の休業については、平成○年○月○日以降は、通院日を除いて医学的根拠に基づく休業の必要性が認められないことから、請求人の主張を認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。